

御側向頭取御用日記（元治元年4月19〜23日、着城まで）

四月十九日 晴

御供 敬左衛門

御先番 新左衛門

大御先 新五兵衛

一、暁七時⁽¹⁾御供揃二而益御機嫌能 六半時式寸五分⁽²⁾ 御発駕被遊

六時三十七分時蹴上茶屋御小休江被為入候

粟田焼茶碗箱入

同所御小休献上

但直二伊藤友四郎へ被下之

二条様夕羊羹七棹一折

右同所へ御使者を以被進之

但右御品鞞負鹿之介初相残候面々へ被下之

新宮涼介

同 伴

同 涼民

右同所へ罷出居候二而 被為召御意被成下

一、八時三分時奴茶屋御小休江被為入

合歡扇一箱

御小休献上

一、九時四十二分時大津駅御昼矢嶋藤五郎へ被為入

木ノ実御菓子

同人

蜷一籠

矢嶋新之助

味噌漬鯛

同人

汐見饅頭一箱

大津 御本陣

御菓子一箱

御館人 前田新吉

矢島甚兵衛

凡例

一基本的に福井県文書館WEBで公開中の「御側向頭取御用日記 データセット」の凡例に準じた。

一2行割りなどの割書や、上が複数行に対して下が1行の場合の位置関係も原本通りとした。

一原本にない改行を入れたものは「」で囲った。また日付は太字とし、一日ごとに一行空けている。

一不定時法の時刻から現代時刻への変換は、橋本万平『日本の時刻制度増補版』の、「第三章 江戸時代以降の時刻制度」第十三表時刻対照表、および「第二十一項 尺寸分で示す時刻表現法」を参考とした。尺時計による表記（○寸○分）以外は時間帯での表記とした。なお、尺寸

分で示す時刻表現において、橋本の考え（半時〓五寸）と、春嶽が編集した「幕儀参考稿本」（『松平春嶽全集(1)』所収）での幕府の時計の基準（半時〓一尺）に相違があるが、本稿では後者に依拠した。

岩崎喜助

御前様 江 御直書被進
殿様

前記

御家老

東本願寺御門主分 羊羹二十棹一折
興正寺御門主分 同 十棹一折

味噌漬鯛ヲ

御側御用人

右同所へ以御使者被進之

御用人

東本願寺御門主江前記献上也 木ノ実御菓子

御匙医師初

蜆一籠

前記

右御有合ニ而被進之

羊羹三十棹ヲ

敬左衛門 初三人

東本願寺御用人

当番 両部屋へ

御菓子

松井外記
橋本平学

干瓢

守山御本陣

右之通被下之 一

金生ふ玉

宇野忠右衛門 献上

鮮鯛一折

大津御代官
石原清一郎殿

一、御夜詰引九時六分時

扇子一箱

大津御本陣
吉本弥四郎

四月廿日 晴

御供 新左衛門

一、十二時四十三分時 今井村今井庄兵衛御小休へ被為入

御先番 新五兵衛

茶一箱銘若緑

同人献上

大御先 敬左衛門

右御小休分御寄願ニ而石山寺へ御立寄所々御見物被遊候

診 城益

一、四時五十六分時 草津御本陣御小休へ被為入

竹糰二

同所御小休献上

姥ヶ餅二箱

〔但直々御小休ニ罷在候両部屋之者へ被下之〕

一、七時五十五分時守山御陣宿入 御浴湯 御膳被召上

一、六時四十分時鏡御小休ニ被為入七時三十分時 御立ニ相成

一、御家老御側御用人御用人等罷出恐悦且伺 御機嫌申上ル

是分 御歩行ニ而武佐駅迄被為入候

一、御供頭一統両部屋之面々当部屋迄伺 御機嫌罷出ル

一、九時五十九分時武佐御小休江被為入九時二十二分時

一、今晚西北へ飛脚被指立弥一郎彦之丞并大奥へ御用状差出ス

御立ニ相成候

一、十時三十分時清水鼻村茶屋御小休江被為入十一時四拾四時

四月廿一日

御供 新五兵衛

御立二相成候

御先番 敬左衛門

一、十二時四十九分時 越知川御昼休御本陣 江被為

大先 新左衛門

入十二時四十八分時御立二相成

診 宗三

鯉老喉 御本陣同人献上

一、益御機嫌能七時 御目覚被遊候

一、一時五十二分時四十九院唯念寺御小休江被為入二時二十分時

一、六時御供揃二而鳥居本宿御立被遊候四時四十六分時

御立二相成候

一、五時五十五分時米原御小休江被為入候

御生菓子老折 唯念寺献上

一、米原御立分御歩行碓村二而御乘輿被遊候

一、三時九分時高宮御本陣 御小休江被為入同四十五分時

一、八時五分時前長浜御本陣御昼休江被為入候

御立二相成候

鯉老喉 御本陣献上

鮒三頭 御本陣献上

一、十一時二十分時前速見村茶屋御小休被為入候

一、五時十四分時鳥本御泊江 御宿入二相成候

桑酒二德利 御本陣献上

井伊掃頭頭殿分 醒ヶ井餅老箱

鮎二桶 坂口市助献上

茶老箱

二合人 玉川献上

右以御使者被進之候

右者以前大奥江御奉公致シ居御使番相勤候者之由内々献上

前記

相願候二付無急度金百疋御飯御余多被下之

鯉老喉 御供頭初江

一、御夜詰引八時四十分時

鮒三頭ヲ 源之丞

四月廿二日

本願寺用人献上生菓子 敬左衛門初江

御供 敬左衛門

唯念寺献上生菓子 当番両部屋

御先番 新左衛門

右之通被下之

大先 新五兵衛

一、御夜詰七時

診 城益

一、益御機嫌能七ツ時 御目覚被遊候

一、六ツ時御供揃二而四時五十分本本馬御登駕被遊候

御先番 新五兵衛

一、六時五十二分柳ヶ瀬御本陣へ御小休被遊候

大御先 敬左衛門

飴五曲

同所
御小休献上

一、益御機嫌能八時壹寸前⁽⁴⁾ 御目覚被遊候

一、同所御関所御通行之節

御供之分ハ尤不及下乘御供之前後共御同勢之趣ニ而通行ニ相成候

一、八半時⁽⁵⁾御供揃二而二時四十五分時今庄駒 御登駕被遊候
但シ御立ノ節左之面々御通掛御目見例之通被仰付候
御道中仮御水主頭

御人数高帯刀千五百人士分八百人御届ニ相成候由

同 御使番

一、九時五十二分椿井峠茶屋御小休江被為入候

同 敦賀氣比社家

団子一包

同所
御小休献上

同 御宿割兩人

但兩部屋步行御供頂戴取斗

上宮別当

一、十一時八分時中河内御昼御休へ被為入御立十一時四十分

同所 御小休献上

昆布二抱

同所御本陣
献上

自然薯粉

鈴木八郎

一、十二時四十五分 栃木峠茶屋津上弥右衛門御小休江被為入

一、三時三十分時鯖波御小休
山芋 同所
赤飯 御小休献上

榊餅

同所御小休
献上

一、六時五十五分時松森御小休茶屋彦右衛門江被入候
小鯛二 同所
鮑二 御小休献上

一、於同所御小休庭上御徒以下餅頂戴被 仰付 御覽有之

但御徒義ハ御辞退申上頂戴無之

但シ松森御小休ハ御馬被為召是ハ御供兩番揃ニ被仰出候且

一、二時二十分時板取御本陣寺田鷲之助御小休江被為入

中川測同相番西街道通罷越候処此所ニ而御待受置直ニ御供

餅 煮染 重詰

同所御小休
献上

被仰付候

一、今庄御泊へ殿様ハ御使井上弥一郎罷出居御逢被遊候

一、八時二十一分時白鬼女川御渡船被遊候

〔但御目六金百疋被下之御賄ハ下宿も有之二付

但シ例之通御主水頭円乘彦藏御徒頭久野猪兵衛罷出居

御断申上之〕

御意被成下候

一、九時十九分時水落御昼休御本陣江御着被遊十時十五分時

四月廿三日 晴

御供 新左衛門

御立ニ相成候

「山ノ幸

同所

御本陣献上」

但是今御座所玄関迄御馬被為召候

一、右水落御昼休二而左之面々子供被為 召於 御前

御扇子御菓子被下置候

孫左衛門三男

高田三十郎

平右衛門孫

武田他吉

五百里倅

横井健吉

城益倅

本山 寿

ノ

一、御前様
安姫様
御使御広式御用人武田平右衛門罷出居於同所
御逢被遊

金百疋

平右衛門江被下候

一、二時十分時益御機嫌克御座所御屋形江 御着被遊奉恐悦候

注

- (1) 午前2時30分～3時13分
- (2) 午前5時33分頃
- (3) 午前3時56分～5時13分
- (4) 午前1時頃
- (5) 午前1時47分～2時30分